（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定の適用については、同条第二十三号中「第四十四条の四第一項」とあるのは「第四十四条の五第一項」と、同条第百三十四号中「第六十八条の二十五第一項」とあるのは「第六十八条の二十六第一項」とする。

2　施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第44条の5第1項」とあるのは「第44条の4第1項」とする。

3　施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用については、同様式の記載要領第四号の表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「法第三十一条の三第十（六）」とあるのは「法第三十一条の三第十（六）」とする。

4　施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第二の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第68条の25第1項」とあるのは「第68条の26第1項」とする。

○財務省令第三十九号

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）第四条の規定に基づき、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、その者の相続税又は贈与税の納税地の所轄税務署長を経由して、」を削り、同条第二項中「添附」を「添付」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2　改正後の遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第三条第一項の規定は、同項に規定する納税義務者がこの省令の施行の日以後に同項の規定による申立書を提出する場合について適用し、改正前の遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第三条第一項に規定する納税義務者が同日前に同項の規定による申立書を提出した場合については、なお従前の例による。

○財務省令第四十号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定を実施するため、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部を改正する省令

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「第五十三条第七項」を「第五十三条第九項」に、「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に、「第十四条の二第四項」を「第十四条の二第五項」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、備考2中「一平方メートルの重量が百三十二・五グラムの上質の白紙」を「日本工業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の項第三欄中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に改め、同項第四欄中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に、「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改める。

○財務省令第四十一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令（平成十四年財務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第五条の二第十五項」を「第五条の二第十七項」に改める。

附　則

この省令は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○財務省令第四十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条に規定する借換国債のうち」を削り、「一年以下のもの」を「一年以下で割引の方法により発行されるもの」に改め、「含む。」の下に「ただし、政府短期証券を除く。」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）の施行に伴い、並びに勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条第一項及び第十四条の二の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

この省令は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第七十九号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）の施行に伴い、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百十条の三第三号中「、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の十八第二項及び第二十条の十七第六項」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）の施行に伴い、並びに勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条第一項及び第十四条の二の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。